

「学力に関する証明書」を申請される方へ

※「学力に関する証明書」を申請前に必ずご一読ください。

○「学力に関する証明書」とは

「学力に関する証明書」は教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたり、教育職員免許法の区分にもとづいて、修得した単位数を証明するものです。

「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能、または課程認定のある免許状についてのみ発行可能です。別の学校種、教科では発行できない場合がありますので、申請の前に、必要な証明書（学校種・教科・様式）を事前に提出先に確認してください。

○「学力に関する証明書」が必要な場合

「学力に関する証明書」が必要な場合は主に下記のとおりです。

- 現時点で
- ① 免許状取得要件を満たし、教育委員会に免許状の申請をおこなう
 - ② 免許状取得要件を満たしていないため、教育委員会で不足単位を確認する
 - ③ 免許状取得要件を満たしていないため、他大学等で不足単位を修得する

注意事項 1

* 「学力に関する証明書」は在学当時の**教育職員免許法**にもとづいて作成します。

適用される免許法		入学年度	対象学校
新法 (現行法)	平成 28 年改正法	平成 31 年度 (2019 年度) 入学～	滋賀県立大学
旧法	平成 10 年改正法	平成 12 年度 (2000 年度) 入学～	
旧々法	昭和 63 年改正法	平成 2 年度 (1990 年度) 入学～	滋賀県立短期大学
旧々々法		～平成元年度 (1989 年度) 入学	

ただし、旧法以前の入学生でも、在学中に未修得だった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、教科の免許状をこれから新たに取得する場合は、原則、**新法が適用されます**。

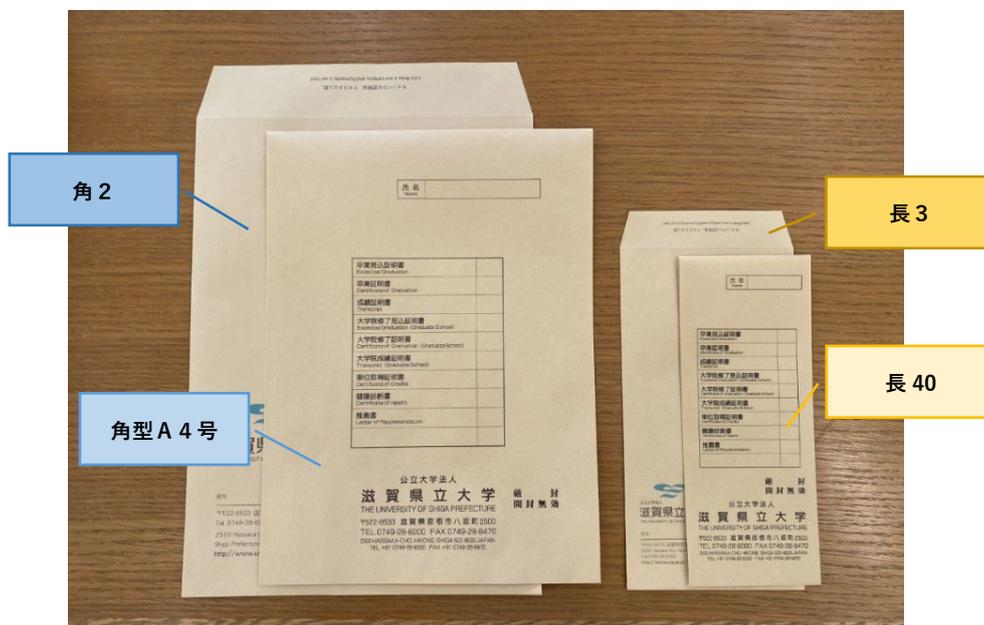
旧法以前の「学力に関する証明書」の発行を希望される場合は、申請書の空白欄に「旧法希望」等をご記入いただくか、予め担当までご連絡ください。

* 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

(「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」)を証明する「学力に関する証明書」は、在学した所属の教職課程の有無や入学年度に関係なく、発行することができます。

○本学で発行する「学力に関する証明書」について

免許状の種類・学校種・教科ごとに1通ずつ長形40号の封筒に**厳封**します。これ以外のサイズで厳封を希望する場合は、厳封希望欄にチェックするか、余白に希望サイズを記入してください。



注意事項 2

- * 「卒業証明書」「成績証明書」では免許状申請はできません。
- * 「学力に関する証明書」は免許状を取得したことを証明するものではありません。教員免許を取得されていることの証明や、免許状を紛失された場合などは、免許状を申請した各都道府県教育委員会に「**教育職員免許状授与証明書**」をご請求ください。

本学から一括申請で免許状取得された方は滋賀県教育委員会に請求してください。